

義務標準法の改正による35人以下学級の推進を求める意見書（案）

近年、子供たちを取り巻く環境が複雑かつ多様化してきており、これまで以上に、児童生徒の状況を的確に把握し、いじめ問題や不登校児童生徒に迅速かつ的確な対応や児童生徒一人一人の個に応じた、きめ細やかな指導など、教員が今まで以上に児童生徒に目の行き届いた対応が求められている。

また、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」として示された教室内における身体的距離の確保を実現するためには、少人数学級の推進を図ることが不可欠である。

義務標準法における学級編制基準については、平成23年度の法改正により、小学校1年生の35人以下学級の実現が図られたものの、他の学年は、小学校2年生のみに加配措置が行われるにとどまっている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は非常に重要であり、義務教育に十分な財源が確保されることが必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

児童生徒へのきめ細やかな学習指導及び生活指導の充実を図るため、義務教育全ての学年で35人学級が実現できるよう、現行の義務標準法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

様

和歌山県議会議長 岸 本 健

（提出者）

文教委員会委員長 中 拓哉

（意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣